

定 款

T O T O 株 式 会 社

T O T O 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、T O T O 株式会社と称する。

2. 英文では、T O T O L T D. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 窯業・土石製品その他無機化学製品の製造、販売
- (2) 金属工業製品の製造、販売
- (3) 合成樹脂製品その他有機化学製品の製造、販売
- (4) 木工製品、家具・装備品、日用雑貨品および繊維製品の製造、販売
- (5) 電気機械器具および各種機械器具の製造、販売
- (6) 土木・建築工事その他前各号に付帯または関連する工事およびプラントの設計・施工・請負ならびにこれらに関する技術指導
- (7) 光触媒を用いた超親水性技術、光分解技術およびこれらの応用技術に関する工業所有権の許諾ならびに技術指導
- (8) 医療用具ならびに医薬品、医薬部外品および化粧品の製造、販売
- (9) 出版物の刊行、販売
- (10) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を北九州市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公 告)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次項に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

2. 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めがある場合を除き、必要がある場合には、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主・登録株式質権者または信託受託者をもって、その権利を行使することができる株主・登録株式質権者または信託受託者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地で開催する。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
3. 株主の請求により招集した株主総会の議長は、出席株主中より選任することができる。

(決 議 方 法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(定 員)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。
3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日から3日前に、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で行う。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令または定款で定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決議する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 議決権を有する取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当社を代表すべき取締役を選定する。

(相談役および顧問)

第26条 取締役会は、その決議により、重要事項諮問のため、相談役および顧問若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関するその他の事項は、取締役会が別に定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任の一部免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日から3日前に、その通知を発しなければならない。ただし緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選 任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、株主・登録株式質権者および信託受託者が、会社に届け出た場所で、会社が支払の提供をなしたにもかかわらず、これを受領しない場合は、支払確定の日から満3年を経過したときに、会社は支払の義務を免れる。

2. 配当金には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第156期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったもの含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

